

経済産業大臣 菅原一秀 殿
福島県知事 内堀雅雄 殿
関東森林管理局磐城森林管理署署長 殿

遠野町下根本地区住民有志一同
代表 いわき市遠野町上根本根本 112
根本 貞治 (連絡先 0246-89-4624)

「(仮称)三大明神風力発電事業」に対して、事業認定の取り消しと計画予定地の保安林の解除を行わないことを求める要望書

現在遠野町において計画されている「(仮称)三大明神風力発電事業」に関して、事業者であるユーラスエナジー(株)から行政区長に対して「三大明神風力発電事業関しての同意書」が求められ、下根本区としてこれに同意する旨の7月20日付けの区長の文書が回覧されました。

回覧文書によれば、本年5月11日に根本、出都、矢本地区で役員会、5月25日に折松地区役員と水道管理組合に対する事業者の説明会が行われ、これらの席で「同意は区長一任」とされたとしていますが、地区住民には何も知らされず回覧文書を見て驚いた住民は区長に「いったい何に同意したのか、同意書を見せてほしい」と求めましたが、文書の写しも手元になく詳細な同意内容の説明も出来ない事態となっています。

同様に入遠野1区(入定・中野天王・入上地区)でも、区長が住民の意見を聞くことなく同意したことを知らされた住民が、8月の上旬に区長宅を訪れ同意書の内容の提示を求めたところ、「いま見つからない」とし、およそ2週間後に再び尋ね探してもらうが「見つからない」された。住民から区長に「ユーラスからコピーをもらう」ようお願いしたが、1週間後、2週間後と待つが届かなかった。この住民はユーラスの担当者に直接催促のメールを送るが返信も届かず、9月の初めに2度区長宅を伺うが「届いていない」とのことでありました。

「区長に住民の反対を無視して同意書を作らせる」このような強引なやり方は住民間に不必要な対立を生み出しています。「聞いても返事もよこさない」事業者では増々不信が大きくなるばかりです。事業者による説明会も開催されましたが、住民の不安を解消させられる説明はありませんでした。騒音被害は「施設運用後、個々に対応する」とし、水の心配に関して「土地の改変が少ない」「地下水・湧水について調査をする」として、多くの表流水利用者の心配には全く配慮されていません。ましてや土石流被害に関して、どの説明会でも「専門家の意見」も「まともな説明」も「事故被害に関する責任」等の説明は有りませんでした。

私たち住民は原子力に代わる事業として風力発電に反対する立場ではありません。この根本地区も土石流危険渓流と土石流危険区域(土砂災害警戒区域)に指定され、毎年避難訓練なども重ねてきた地区です。先の震災で断層に亀裂が入り、ここで暮らす住民にとって常に不安を抱えての生活です。こうしたことから、過日「遠野町の環境を考える友の会」のみなさまが事業計画に反対の署名を集められたとき、8割を超える住民が署名しました。改めて今回住民有志で事業に反対の署名をお願いした結果も同様の結果となりました。

区長回覧文書では「尾根沿いの平坦な場所・・・土石流の心配はないというのが区長会の判断」と唯一の安全宣言となっていますが、土砂災害被害の責任、保障を住民自らが負うことにも成りかねず賛成できません。

あらためて、区長名の同意文書が有っても住民の多くは本風力発電計画に断固反対である意志を表明し、以下を強く要望するものです。

1. 区長名の同意文書が有っても住民の多くは本風力発電計画に断固反対であることから三大明神風力発電事業計画の事業認定を取り消すこと。
2. 土砂災害の危険を増し水利用を中心とした生活環境に影響を及ぼす保安林の解除は決して行わないこと。